

【愛知県立内海高等学校いじめ防止基本方針】

1 いじめの防止についての基本方針

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。またどの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

本校では「真面目な生徒が損をしない、安全で安心して学べる元気な学校づくり」を基本方針としており、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、お互いを認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組む。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取り組みの充実を図る。

2 いじめ防止対策組織

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事（特別支援教育コーディネーター）、教育相談係、学年主任、養護教諭を委員とする。（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

委員会は、既存の部会や委員会等にいじめ防止、早期発見、早期対応等の実務を行わせる。また事案に応じて、適切な教員をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応に当たらせる。

- ・生徒指導部会、学年会（毎週）
- ・教育相談委員会（年5回）

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

- ア 取り組みの検証（PDCAサイクル）
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
- オ 重大事態への対応

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

	学校の方針	学校としての取り組み	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 「真面目な生徒が損をしない、安全で安心して学べる元気な学校」づくりをする。暴力やいじめを許さない、見逃さない環境を整える。</p> <p>イ 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、状況に応じて適切に対応できる力を養う。</p> <p>ウ 教育活動全体を通して、道徳感や人権意識の高揚を図る。また集団への帰属意識や自己有用感を高めるとともに、思いやりの心と感謝の気持ちを育てる。</p> <p>エ 組織や個人で授業改善を図り、分かりやすい授業づくりをすることで達成感や成就感を持たせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○全校集会、学年集会、HRでの啓発 ○個人面談の実施【各学年会】 ○健康調査の実施【保健部】 ○生活実態調査の実施【教務部】 ○校内研修会の実施【生徒指導部】 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案への対応 ・いじめを助長しない指導のあり方 ○体験活動、インターンシップの充実【生徒指導部・進路指導部】 ○キャリアアップシートの活用【学年会・進路指導部】 ○人権やモラルに関する講話 <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル講話（6月）【生徒指導部】 ・人権講話（12月）【総務部】 ○わかる授業を目指した授業改善 <ul style="list-style-type: none"> ・授業参観週間（6月） ・授業研究週間（11月）【教務部・教科会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会や保護者会などで本校の基本方針を伝える。 ・保護者への授業・部活動公開（5・6・11月） ・学校評議員への学校行事・授業の公開（6・10月） ・ボランティア活動等の実施（高齢者福祉施設：毎月1回、あいさつ運動：年2回、地域の清掃活動：年3～5回、文化祭でのバザー活動等：10月）

	学校の方針	学校としての取り組み	保護者・地域との連携
早期発見	<p>ア 日常の生徒観察や面談を通して、生徒のささいな兆候を見逃さず、いじめを積極的に把握するように努める。</p> <p>イ いじめまたはいじめの疑いを把握した場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的なアンケート調査を実施し、いじめの実態がつかめるよう工夫する。</p> <p>エ 教育相談の充実を図り、いじめを受けたり目撃した生徒が相談しやすい体制を作る。</p>	<p>○個人面談の実施（年5回…4・6・9・11・1月）【各学年会】</p> <p>○朝の健康観察（朝の学習・読書時：毎日）【保厚部・学年会】</p> <p>○通学路や最寄り駅付近の巡回指導（月3～5日）【生徒指導部】</p> <p>○生徒指導部会（毎週）</p> <p>○学年会（毎週）</p> <p>○教育相談委員会（年5回）</p> <p>○健康に関する実態調査（いじめ調査項目あり）の実施（6・11月）【保厚部・学年会】</p> <p>○相談活動の周知（「教育相談だより」の発行…学期1回）【保厚部】</p>	<p>・校外や家庭での生徒の様子について情報提供を依頼</p> <p>・公共交通機関に乗りしてマナー指導を実施</p> <p>・部会等での情報を必要に応じて保護者と共有</p> <p>・保護者アンケートで生徒の生活実態の情報収集</p>
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒が安心感を持てるように、守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応【「いじめ・不登校対策委員会」・生徒指導部・保厚部】</p> <p>○十分な聞き取りと事実の正確な把握→職員の共通理解のもとに対応</p> <p>○いじめが起きた集団への働きかけ【学年会、生徒指導部】</p>	<p>・保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関との連携</p>
点検・検証・見直し	<p>ア 年に2回、取り組みを検証し、さらなる改善策を練って迅速に対応する。</p> <p>イ 外部評価や学校評価で取り組みや対応を評価し、PDCAサイクルを強化する。</p>	<p>○取り組み評価に関するアンケートを実施（全職員対象：6月、12月）→「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、アンケート結果や取り組みの実施状況、進捗状況を検証→職員会議で報告</p> <p>○学校評価に取り組み評価を入れ、中間評価（10月）と最終評価（2月）で評価を行う。</p>	<p>・外部評価（11月：学校評議員、一部のPTA役員）で取り組みを評価</p> <p>・第3回学校関係者評価委員会（3月）で「自己評価」の評価を行う。</p>